

徳島県中小企業支援データ連携に係る調査分析業務 仕様書

1 事業名

徳島県中小企業支援データ連携に係る調査分析業務

2 調査目的

物価高が長期化する中、県内の中小企業者等に対し、限られた予算で効果的・戦略的な支援を行うため、各部局が保有する過去の支援データを統合・分析し、今後の施策立案のための基礎となるデータを整備することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月24日(水)まで

4 業務内容

次の(1)～(4)の業務について、県と協議の上、実施すること。

(1)全庁横断的なデータ統合・クレンジング(パネルデータ構築)

各部局が個別に管理している過去の事業者向けの調査や支援施策(補助金等)について、県が指定する事業の過去実績(最大1,000社程度)のデータを「法人番号」等で名寄せ・データクレンジングを行い、全庁横断的なデータ基盤となるパネルデータを構築する。

(想定している業務の流れ)

- 各部局が個別に管理している過去の事業者向け支援施策(補助金等)の実績データ、アンケート調査結果(Excel等)及び県の各種認定制度等に係る企業データのうち、法人を対象としたデータを対象とする。(個人事業主等、個人情報に該当する可能性のあるデータは対象から除外する。)
- こうした県内企業(従業員10人以上を中心とした約3,000～4,000社程度を想定)を対象とした基本属性データ(所在地、設立年月、資本金、従業員規模、業種等)を民間調査機関等から調達し、全データに国税庁の「13桁の法人番号」が紐付いた『徳島県企業マスタ(ベースデータ)』を構築すること。
 - データの調達範囲は、徳島県内に本社(本店)を置く法人に加え、県内に支店、営業所等の事業所を有する法人をベースとし、具体的な抽出条件(対象とする従業員規模や、委託費内に収めるための調達件数の上限等)については、費用対効果を勘案し、契約後に県と協議のうえ決定すること。
 - 取得するデータ項目には、本業務の分析に必要となる基本属性(企業名、所在地、代表者、設立年月、資本金、従業員規模、業種コード(細分類)等)を必ず含めること。なお、企業アンケート等の無記名データについては、個社特定(名寄せ)は行わず、調達したベースデータと組み合わせた『業種・規模・地域』等のセグメント単位(マクロ単位)でのクロス分析に用いること。

- 調達したデータを用いて、県が独自に集計・分析した結果（個社が特定できない統計情報等）については、県の施策資料やホームページ等において外部へ公表することが可能であること。
- 調達するベースデータの利用条件や更新方法等については、構築するパネルデータを次年度以降も県が持続的かつ効果的に活用していくための運用手法を提案し、県と協議の上決定すること。
- 本業務はダッシュボードの構築及び自走化に向けたインフラ整備を主目的とするため、提案にあたっては、データ調達費用が委託費の過度な割合を占めることのないよう、費用対効果を十分に勘案した調達計画とすること。
- 構築した「ベースデータ」の「法人番号」を主キーとして用い、県から提供する「企業採用活動等実態調査」や、各部局が保有する補助金等の実績データとの名寄せ・データクレンジングを実施し、全庁横断的なパネルデータを完成させること。名寄せにあたっては、「ベースデータ」と県が保有するデータの紐づけを極めて高い精度で行うこと。
- 各部局のデータを横断的に紐づけ、県が一社に対してどのような支援を行っているかを統合的に把握できるパネルデータを構築する。

（想定している主なデータ）

- 徳島県「県内学生と県内企業とのミスマッチ調査（企業向けアンケート）」
（225社、R7年度調査）
- 徳島県「企業採用活動等実態調査」
（毎年度約1,000社回答、過去3年分（R5年度以降、毎年度実施））
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/shushokushien/7309612>
- 「賃上げ、魅力ある職場づくり、生産性向上等に向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」に掲載している県の補助金等
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7302904/>
- 県の各種認定制度等を取得している企業リスト
徳島県はぐみ支援企業等

（2）今後の施策立案に向けたデータ基盤の整備（インフラ化）

上記（1）で整備したパネルデータについて、過去の支援施策（補助金活用等）の支援実績や、支援施策が県内企業の採用活動や人材定着にどう寄与したかなどを分析する。

- UI（ユーザーインターフェース）を備えたダッシュボードを構築すること。
 - 法人番号や企業名を検索すると、その企業の基本情報と、過去の県からの補助金実績を一覧にできること。
 - 業種別、企業規模（従業員数・売上高）別、地域（市町村）別の補助金交付状況をグラフ等で視覚的に把握・分析できること。
 - 複数の支援施策（補助金等）を重複して受給している企業や、対象属性を満たしているにもかかわらず支援が届いていない企業（支援の空白地帯）を特定・抽出できる機能を実装すること。
 - 特定の統計やアンケート結果（採用成功・定着率等）と、補助金の受給履歴を並べて比較し、支援前後の変化を直感的に把握できること。
- 構築したパネルデータを、県において特定の業種・規模等を抽出し、ターゲットを絞ったプッシュ型支援などを行うためのインフラとして活用できる形式で整備する。
- 本業務においては、支援の有無による単純比較やクロス集計など、徳島県が保有する環境（BIツール等）を用いて、県職員自身が直感的に効果を把握・可視化できるダッシュボードの

構築を主目的とする。学術研究レベルの厳密な因果関係の分析(統計的モデリング等)や長編の分析レポート冊子の作成は求めない。

(3) 持続可能なデータ更新・運用ルール of 整理

本事業により整備するデータ群を、一過性のものとせず将来的に維持費がかからない情報資産(データストック)として活用するため、以下の業務を実施すること。

- 各課からデータを収集・統合する際の「共通ルール」や、データ更新手順を整理した「運用マニュアル」を作成すること。
- 次年度以降、県が実施する各種補助金等の申請フォーマットにおいて、本業務で構築したマスタデータを庁内で継続的かつ自律的に更新していくための運用ルール案を策定すること。
- ダッシュボードの納品にあたっては、庁内職員(政策企画課や各事業担当課)が自ら操作・分析・データ追加を行えるよう、ハンズオン形式の研修等を実施すること。

5 成果物の提出

事業の成果品として、次の物品を提出する。

- (1) 全庁横断的パネルデータ(GWS等で読み込み可能なデータセット一式)
- (2) 「データ定義書」、「共通ルール」及び「運用マニュアル」
- (3) 業務完了報告書

6 事業完了の報告

徳島県は、提出された委託事業完了報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知する。

7 全体スケジュール

以下の(1)から(4)までのスケジュールを前提に業務を行うこと。

- (1) 全庁横断的なデータ統合・クレンジング(パネルデータ構築)
契約日～令和8年12月
- (2) 今後の施策立案に向けたデータ基盤の整備(インフラ化)
令和8年12月～2月
- (3) 持続可能なデータ更新に向けた「共通ルール」及び「運用マニュアル」の作成
令和8年1月～令和9年3月
- (4) 業務完了報告書の提出
令和9年3月

中間報告日 令和8年12月

※県と協議のうえ決定する期日までに中間報告を提出すること。

中間報告では、(1)の業務の集計・分析結果などについて報告すること。

最終報告期日 令和9年3月24日

※報告書を作成し、最終報告期日までに提出すること。

8 その他

- 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を提出

し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分に協議をしたうえで、実施するものとする。

- 本委託業務の開始時に、本委託業務の責任者及び業務を実施する者全員の名前や担当者名等を記載した体制図を県に提出すること。
- 本委託業務を行うにあたっての再委託については、次のとおりとすること。
 - 受託者は本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得た場合は、その限りではない。
 - 県により再委託が承認されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させること。
- 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。また、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本委託業務終了後、県に引き継ぐこと。
- 徳島県は、受託者による事業の実施が当該調査の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講じるよう求める。
- 徳島県は、委託事業の実施にあたり、受託者の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- 徳島県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、受託者は、徳島県の求めがあった場合は、本業務に関して必要な書類を提出しなければならない。
- 受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。特に、本委託業務の実施により知り得た個人情報については、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議のうえ、決定する。